

## 高所作業従事者の就業制限の見直しについて (満70歳以上の高所作業就業禁止措置の廃止)

トヨタ自動車九州構内作業においては、70歳以上の方に対し高所作業就業禁止の措置を平成21年4月より実施してきました。また、この措置に合せて70歳以上の作業責任者の方は資格も失効となっていました。

しかしながら、近年では70歳以上でも高技能者・管理監督者として就業可能な方が増えてきており、全豊田でも70歳の年齢制限措置を行う会社は一部に限っていることから、仕入先各社にとっては工事管理を行う上で不合理な面が生じ、会員からの制度見直しを求める声が寄せられていました。

このたび「全豊田外来工事安全衛生管理規則」「全豊田外来工事安全衛生資格規定」が新たに制定され、全豊田で定める資格管理制度の統一化が図られることになったことを機に、トヨタ自動車(株)殿と同じく、トヨタ自動車九州構内作業における「満70歳以上の高所作業従事者の就業禁止措置」を廃止することにします。

なお、会員会社におかれましては、高所作業に従事していただく方に対して、引き続き、体力・健康面等の管理を実施いただき、高所における作業管理をしっかりと行っていただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。また、今回の制度変更は会員各社の独自の判断を妨げるものではなく、引き続き会員会社のご判断で従来通り継続されても構いません。

### 記

#### 1. 変更内容

1) 高所作業の年齢制限は「18歳未満禁止」のみとする。

70歳以上禁止の年齢制限を廃止

併せて、70歳到達者の「高所作業特別申請」も廃止する

2) 高所作業資格取得教育の受講年齢制限を変更する。

新規受講者の65歳以上受講不可の制限を廃止する

(18歳未満不可の年齢制限は変更なし)

3) 70歳年齢制限廃止に伴い、資格証の高所作業有効期限の記載をなくす

① 新規／更新により発行の資格証

→ 高所資格有効期限の記載なしで発行します

② 発行済の資格証

→ 高所期限の制限を解除します(期限が記載されたままでも使用可)

※1 マジックインク、テープ等で修正することは禁止します(偽造と見られる)。

※2 新たに記載なしの資格証を希望される場合は有償で発行します(200円/枚+写真)。

※3 現在、満65歳以上で、作業責任者有効期間が5年間未満で表示されている方は資格証の作責資格有効期間を5年間に修正します。この場合は、資格証と写真を事務局に持参していただければ、現在の資格証と引き換えにより無償で更新します(平成27年 4月 1日以降より、随時受付けします)。

#### 2. 実施時期

平成27年 4月 1日より実施予定